

(8) 財団法人 鳥取県臓器バンク給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成21年度)

給 与 費	6,576 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
コーディネーター	大学卒	182,500 円 県医療職(3)の2級3号給相当に準ずる
	短大3卒	180,400 円 県医療職(3)の2級2号給相当に準ずる
	短大2卒	178,300 円 県医療職(3)の2級1号給相当に準ずる
	准看護師養成所卒	151,500 円 県医療職(3)の1級1号給相当に準ずる
書記	152,500 円	県非常勤職員単価に準ずる

5 職員手当の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	(支給割合)												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">期末手当</th> <th style="width: 40%;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.11 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.30 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.41 月分</td> <td>1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.11 月分	0.71 月分	12月期	1.30 月分	0.71 月分	計	2.41 月分	1.42 月分
	区分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.11 月分	0.71 月分										
	12月期	1.30 月分	0.71 月分										
計	2.41 月分	1.42 月分											
(注) 支給対象はコーディネーターのみ。													
職制上の段階、職務の級等による加算措置 制度なし													
(平成21年度実績) 1人当たり平均支給額 1,017,658円													

区 分	内 容		
退職手当 (県の規定に 準ずる)	(支給率)		
	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分
勤続40年	53.5月分	59.28月分	
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 制度なし			
(平成21年度実績) 該当なし			
時間外勤務 手当 (県の規定に 準ずる)	(平成21年度実績) 1人当たり平均支給年額 185,510円		
区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(注) 支給対象はコーディネーターのみ。 (平成21年度実績) 1人当たり平均支給月額 10,500円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
	イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
	(注) 支給対象はコーディネーターのみ。 (平成21年度実績) 該当なし		

区 分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	<p>ア 交通機関等利用者</p> <p>次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円></p>
		<p>イ 自動車等使用者</p> <p>通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給</p>
		<p>ウ 特別急行列車等利用者</p> <p>1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）</p>
		<p>エ 駐車料金を負担している場合</p> <p>公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）</p>
		<p>オ ノーマイカー運動に参加する場合</p> <p>ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>
		<p>(平成21年度実績) 1人当たり平均支給月額 10,200円</p>

6 役員の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
制度なし	— 円	—	